

尾張旭市監査公表第46号

令和7年4月30日付け尾張旭市監査公表第37号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年6月3日付け7環第68号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年6月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

市民生活部環境課

監査の指摘事項	措置状況
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。また、備品のうち4点については物品管理規則第18条及び第19条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。さらに、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付されていない備品が散見された。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図り、速やかに不用決定及び廃棄に係る決裁を作成し、廃棄手続を行った。</p> <p>また、全ての備品及び備品台帳の検査を行い、備品ラベルが付されていない備品にはラベルを付した。</p> <p>今後は、尾張旭市物品管理規則を正確に理解し、適切な物品管理事務に努める。</p>
<p>尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、令和6年度し尿収集及び運搬業務委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知を図るとともに、今後の事務に備え、指摘事項に関するデータ等を全て修正した。</p> <p>今後は、契約規則を正確に理解し、契約保証金など契約書に記載しなければならない事項の確認まで徹底し、適切な契約事務に努める。</p>
<p>尾張旭市旭平和墓園の設置及び管理に関する条例（昭和56年尾張旭市条例第2号。以下「墓園条例」という。）には、旭平和墓園の一般墓地を使用しようとする</p>	<p>指摘事項について、令和7年度以降の旭平和墓園一般墓地の使用許可事務については、墓園条例及び会計規則の規定に基づき、次のように手順を改めた。</p>

者は、申請書を提出し市長の許可を受けなければならないこと（第5条第1項）、使用者（一般墓地の使用を許可された者をいう。以下同じ。）は、第9条第1項に定める額の永代使用料（以下「使用料」という。）を市長が指定する日までに納付しなければならないこと（同条第2項）が規定されている。また、尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）によれば、歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金 of 収納の前に行われるものである（第4条及び第5条）。

そこで、同墓園の一般墓地の使用許可及び使用料の徴収手続を確認したところ、同課は、使用を希望する者に申込みをさせ、抽選にて申請書を提出させる者を決定の上、同者に申請書及び使用料に係る納入通知書を送付し、使用料の納付が確認でき次第、一般墓地の使用を許可し、歳入を調定していた。

この点、墓園条例及び会計規則の規定からすれば、本来、一般墓地の使用を許可した上で、使用料について調定し、これに係る納入を通知し、徴収すべきである。

同課では、令和6年5月17日、旭平と墓園敷地の草刈りについて、履行期限6月上旬のもの、履行期限6月下旬のもの及び履行期限8月7日のものが必要として、別々に発注票を起案していた。これら起案では、発注予定金額を全て99,000円とし、それぞれ契約金額の総額が10万円を超えないことから、契約規則第25条の2ただし書の規定によりそれぞれ同一の二者による随意契約とした上で、課長までの決裁を得ていた。

この点、同一業者に同一日に発注する委託業務をこのように区分する合理的理由があるのであれば、当該理由を明示して組織的に意思決定すべきであるし、そうしなければ、単に二者以上による見積合わせを

同墓園の一般墓地の使用を希望する者に申込みをさせ、抽選にて申請書を提出させる者を決定し、同者に申請書を送付する。提出期限までに同者から申請書を提出してもらい、一般墓地の使用を許可する。その後、使用料について調定し、同者に使用料に係る納入通知書を送付する。

指摘事項について、故意に分割したものと捉えられることがないように、合理的な理由があるものについては、その理由を明示し、それ以外のものについては、二者以上からの見積徴取を徹底し、適切に契約事務を行う。

<p>回避するために、故意に分割したものと捉えられるリスクがある。</p> <p>関係法令の趣旨に沿った契約事務を適切に実施されたい。</p>	
<p>本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度し尿収集及び運搬業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。</p> <p>ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、課内で周知徹底を図り、総務課へ速やかに依頼し、内容の公表を行った。</p> <p>今後は、ガイドラインの確認を徹底し、ガイドラインに沿った事務を適切に行うよう、再発防止に努める。</p>